主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人白井源喜、同白井皓喜の上告趣意のうち憲法三八条三項違反をいう点は、 所論の被害届(A作成名義)は第一審判示第二の窃盗の事実につき被告人の自白の 補強証拠とするに足りる旨の原判決の判断は、正当であるから、論旨は、前提を欠 き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、結局、所論は、すべて刑訴法四〇 五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年三月九日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 色
 川
 幸
 太
 郎

 裁判官
 回
 原
 昌
 男

 裁判官
 小
 川
 信
 雄